

159その他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業種	労働 者規 模
1	2017	12	15~16	第1倉庫で角パイプを切断中、15分の休憩後、再び作業を開始した。その際、機械の始動ボタンを押し、機械の駆動部分を覗き込んだところ、バイスと機械本体に挟まれて負傷した。	67	7	80109	30~ 49
2	2017	12	8~9	2階工場にて線材加工中、ネジ切機械のローラーに手指が巻き込まれ、右中指第一関節辺りから切断・粉碎骨折し、右人差し指の腱断裂及び骨折を負った。	56	7	11301	10~ 29
3	2017	12	14~15	2人ペアでパイプを曲げる加工中に、もう1人が部材を外す前に本人がスイッチを押した。部材が外れていないことに気付いて、本来動作を止めるべきところ、止めずに機械の中に入り、機械のハンドルに挟まれた。	50	7	170101	100 ~ 299
4	2017	12	15~16	電線皮剥き機の掃除およびメンテナンスを行っていたときに、誤ってギアにウエスが挟まり、そのまま手を持っていかれた。普段は電源を入れずにメンテナンスをしているが、なぜか今回に限って、作動させながらメンテナンスをした。	62	7	80109	10~ 29
5	2017	12	13~14	レーザー加工機、材料クランプ位置を調整中、誤って足元の操作ペダルを踏み、降りてきたクランプに右手薬指を挟まれ、薬指先端より第一関節の間1/3部分を開放骨折した。	57	7	10509	50~ 99
6	2017	12	11~12	当社工場内の鋼板折曲機（ベンダー機）で鋼板の折曲加工中、通常より小さい物を曲げるにあたり、指でベンダーの刃先近くの奥で板を押さえていたが、その板がズレたところに機械の刃先を下ろしてくるタイミングが重なり、右手人差し	41	7	11209	1~9

				指を挟んでしまった。				
7	2017	12	16~17	鉄を切る機械で鉄を切っていた時に、横に駐車していたフォークリフトの席の隣に布のようなものが置いてあった。鉄を切る機械から、その布に火花が飛び、火がつき、席も燃えた。その時、本人は違う機械で作業をしていたので後ろを向いており、においを感じてすぐ消しに行ったが、その際にプラスチックのシートが手に飛んで火傷を負った。	46	16	11209	10~ 29
8	2017	11	17~18	工場内で鉄筋の切断をしている時に、左手でレバーを引き切断を行おうとしたところ、右手で押さえていた鉄筋がずれていたのに気づき、それを修正しようと咄嗟に左手を出してしまい負傷した。	27	7	11209	1~9
9	2017	11	9~10	お客様宅で設備車両荷台にて、配管のネジ切り作業を行っていたところ、配管を支えていた左手を回転する配管に巻き込まれ、中指第二関節部より切断した。	55	7	80204	10~ 29
10	2017	11	10~11	鉄筋を加工している時に加工する機械に右手の中指を挟んだ。右手中指の先端が切れ骨折した。	20	7	30201	1~9
11	2017	11	16~17	ビニールハウスを暖める為、薪ボイラー（お湯を沸かしてビニールハウスを暖めるボイラー）に薪をくべていたところ薪ボイラーの扉（かなり高温だった）（縦約80cm、横約1m）に誤って左足が当たってしまい火傷した。	44	8	30209	1~9
12	2017	11	10~11	加工場内で、花束のすそを切花切断機で切る作業をしていた時、切花切断機の安全装置が故障で取り外されており、ライン作業中で焦り指定位置より手を深く入れてしまい、右手小指第一関節を切断する事となった。	56	8	80109	100 ~ 299
13	2017	11	13~	（発生状況） 工作機械の刃の復旧作業を行っていた。ローラーに刃を取り付ける際に誤って駆動ローラーの回転箇所に手を入れてしまい、右手親指を設備の上板（鉄板）とローラーの隙間（10mm程度）に挟んでしまった。（発生原因） 被	57	7	11502	10~



18	2017	10	11～ 12	当社第二工場（研磨）において、品物セット時に品物の異物を挟み取ろうとした時、誤って足元クランプ開閉スイッチを踏んだためクランプ用治具が動き、取り付け台とクランプ用治具に右手人差し指を挟まれ負傷した。	44	7	11502	100 ～ 299
19	2017	10	10～ 11	当社の東工場において、プラスチック材料を面取り機にてR面取り加工をしていた。手に材料をもって滑らせて押している作業で、気が付かず材料といっしょに刃物の所へ指が接触して負傷した。	42	8	10805	30～ 49
20	2017	10	14～ 15	電動ドリルへホルソーを取り付け金属板の穴あけ作業を行っていた際、ドリルを引くタイミングが遅れ、金属板にホルソーが引っかかりドリル本体が急に回転したために負傷した。	57	6	11301	1～9
21	2017	10	8～9	派遣先にて、切断機で鉄の棒、約12mのものを切断作業中に無意識に手を切断機においてしまい、そのまま足元の切断ペダルを踏んでしまったため、親指を挟んだ。	52	7	11209	1～9
22	2017	10	11～ 12	レーザー加工機運転中、止まってしまい、手でタレパンを落とし復帰させようとしたところ、機械が動き左手が挟まり負傷した。	35	7	170101	500 ～ 999
23	2017	10	14～ 15	木造住宅改築工事の現場に於いて、浴室ユニットバス解体作業中に、鉄部分を電動サンダーで切断中、サンダーが鉄部に挟まった反動で切断砥石が左足に接触して受傷した。	67	8	30202	1～9
24	2017	10	15～ 16	取引先岸壁解体作業場において、スクラップ（H鋼長さ7m・重さ1.5から2t）のガス切断作業中の被災である。スクラップをガス切断機で切断した際、切断物が左足甲に落下してきて、左足中足骨を骨折した。	45	4	11209	10～ 29
25	2017	10	11～	当工場内において、圧造加工機にてヘッドネジを作成中、機械の調子が悪かったので調整していたとき、誤ってスイッチを入れてしまい、左手が機械の可動部分に触れていたため、	58	7	11202	1～9

			12	同手示指が銅線（直径7mm）を切断圧縮する部分に挟まれ、その際に同指を圧迫負傷したものの。				
26	2017	10	9～ 10	C2ライン仕上げ外径機において、段取り中、芯合わせをしていて手動スイッチを押したら、機械に手を置いていたため、オシ Copp が戻りオシ Copp と機械の間に右手親指先端が挟まり負傷した。通常稼働は安全カバーがあるが、段取り中の為安全カバーは外されていた。（カバーをつけたままだと段取りが困難なため。）	53	7	11502	10～ 29
27	2017	10	11～ 12	フープ工場で閉鎖型フープの溶接作業をしている時に、左側の鉄筋をクランプする際、鉄筋を掴んでいた右手が滑り、クランプされる部分に、右手の小指を挟んでしまった。	31	7	11209	10～ 29
28	2017	9	9～ 10	工場内でグラインダーを使用した製缶品のバリ取り作業終了後、通常の作業環境で特に不安全や有害な状況もなし、グラインダーのスイッチを切り、製缶品の上部にグラインダーを置いて他の作業に入る時、完全に停止していなかったグラインダーがズレ動き製缶品から落下し左そけい部に刃が当たり出血した。	75	4	11301	10～ 29
29	2017	9	11～ 12	本社工場でVベルトの亀裂発熱を点検中、目を逸らした際誤ってモータから繋がっているVベルトとVプーリーとの間に、右手指先を挟んでしまった。	42	7	11009	10～ 29
30	2017	9	14～ 15	工場内で昼過ぎ、トラック荷台に高速カッター（90kg）を載せようと2人で持ち上げたところ、腰のあたりがグキッと音がしそのまま痛くて立てなくなり、少し休んでいるとましになったので我慢したままその日は就業した。工場内には2tクレーンが1台あるがその日は、線の接触で動かなくなり自力で積み込みしてこのようになった。	31	19	11209	1～9
				工場内の材料切断作業場で切断機による切断作業をしている				

31	2017	9	16～ 17	時に丸鋸の刃が可動する、切断機で材料を切らない時は刃を格納するところ、刃の自重で格納位置まで戻らず、少し刃が材料をセットするテーブルに出ている状態だった。作業者は、その状態に気が付かず次の材料を両手で持ってテーブルに置こうとして、回転した刃に右手中指を接触させた。	54	8	11203	10～ 29
32	2017	9	9～ 10	工場内において、端末加工機で銅管の先端を加工中、誤って銅管をセットする右手が残っている状態で加工スタートスイッチを押した為、右手人さし指と中指の2本が加工機に挟まれて負傷した。	67	7	11409	30～ 49
33	2017	9	6～7	アルミラッシングレール（9600mm×130mm）を短くカットする為、丸ノコ切断機で切断中（約1500mm）3枚目を切断し終り、次の送りをする為、停止ボタンを押し材料に手を出した時に、惰性回転しながら戻る丸ノコ刃に右手が接触し受傷した。	51	7	11502	1000 ～ 9999
34	2017	9	14～ 15	派遣先にて、リベットかしめ機で作業中に、手元を見ずに機械を起動させてしまい、その際にプレス部に指を挟み、右手親指を負傷した。	39	7	170101	300 ～ 499
35	2017	9	17～ 18	事務所駐車場にて、LPガス用のガス管の切断をしようと被災労働者にガス管をおさえてもらうよう依頼、素手で持とうとしたので手袋をするように言った。その手袋が甲の方は布で平の方はゴム製のためガス管といっしょに手を持っていかれたため骨折した。	57	7	80204	30～ 49
36	2017	8	15～ 16	パイプ切断中、パイプ内側に入れた潰れ防止のつい立を直そうとし、切断中のパイプの中に手を入れ、右手第2指および第3指を切断した。パイプ潰れ防止用の角材を直接手で取り扱ったため事故が生じた。取扱用治具を使用すれば事故は防げたと思われる。	69	8	11209	10～ 29
				本社2階工場内の帯鋸切断機前で、切断済の鋼材をドラム缶に				

37	2017	8	11～ 12	入れる際、先にドラム缶に入っていた材料に当たり、飛び跳ねたため、切断機の台の端と鋼材の間に左手中指の第一関節付近を挟まれて、粉碎骨折となった。そのときに神経も切断されたと思われる。	23	7	11209	50～ 99
38	2017	8	19～ 20	プレス作業場において、エキスパンドメタルという弊社で加工した材料を、シャーリングマシンでカットする作業をしていた。相当古い機械であるため、安全対策が十分とりきれていなかった。カットする際、位置を合わせていたところ、刃物の付近まで手が入っている状態で足踏みのペダルを踏んでしまった。その際に、左手中指、薬指の第一関節付近を切断し、急搬送された病院で2本の指の接合手術が行われた。	39	7	11209	10～ 29
39	2017	8	12～ 13	公団BOX枠組付け溶接工程において、台座に切断材料をセットし、起動ボタンを押した。材料のセット状態を確認したとき、材料が乗り上げていた。以前、その状態で作業を続行し機械の故障をまねいたため、咄嗟に自動運転中にもかかわらず、機械の中に手を入れてしまった。その結果、クランプと材料の間に右手親指が挟まった。	25	7	170101	50～ 99
40	2017	8	16～ 17	被災者は、スクリュープレス周辺の洗浄の際、スクリュープレス供給機下を通過しようとしたとき、目測を誤り、頭部を強打し（ヘルメット着用）、その反動で転倒した。手に痺れがあったが、治ると思い我慢して帰宅したところ、両腕に痛みが出た。	51	3	11702	100 ～ 299
41	2017	8	9～ 10	工場内でアルミ製品（自動車用サンルーフレール）を機械にセットし、曲げ作業を行っていた。機械の動作中、製品を取り出すため、製品上部から手をかざしていたところ、製品を固定する万力の本体部と可動部の間に小指の腹を挟んでしまった。そのまま手を引っ込めてしまったために、小指の腹に裂傷ができた。機械動作が終了してから、また、製品の下	40	7	170101	100 ～ 299

				から手を入れていけば安全な作業であった。				
42	2017	8	16~ 17	自社作業場にて、サンダー工具を直径50mmのビニール管を使い点検操作時、刃が引っ掛かりはねた際、左手首に当たり切傷したものである。	66	8	30201	—
43	2017	8	11~ 12	工場内にて、開先機で工材の加工及びバリを取る作業中、工材が積んであるためローラーが回らないと思い、上部のバリを取ろうと上に乗ったところ、ローラーが回ってしまい、ローラーとローラーの間に右足ひざ下を挟まれ負傷した。	23	7	11209	10~ 29
44	2017	8	10~ 11	工場内でKP車輪（トラクタ用補助車輪）のパイプベンダー作業中に、曲がってくるパイプをベンダーロールに干渉させないようにするため、パイプを持ち上げようとしたとき、右手中指をベンダーロールとパイプに挟み込んでしまい、指先1cmを損傷し、中指の骨にひびが入ってしまった。	22	7	11301	50~ 99
45	2017	8	10~ 11	4階デッキスラブ上で床スリーブ取付を行う作業において、デッキプレートの波型に合わせてボイド管を床に置き、ベビーサンダーを使用して加工していた際、デッキ床面がぬれていたこともあり、押さえていた左手のスリーブがすべり、サンダーの刃が左手人差指に当たり、切創した。（原因）短いボイド管を手を持ち、サンダーを使用してボイド管を加工したこと。波型のデッキプレート上という不安定な場所で作業を行ったこと。	42	8	30201	10~ 29
46	2017	7	11~12	建物庇の修繕作業で、下地木材を固定したボルトをサンダーで切断していたところ、機械握り手部分が梁に当たり、機械が跳ね返り腕に当たった。	61	6	30209	1~9
47	2017	7	17~18	ダイヤスト製品の切断作業を終了し清掃作業をやり始めるところで、まず、切断機（丸ノコ）の電源をOFFにした。通常なら、丸ノコの回転が完全に停止したことを確認してからエアガンで切り粉を飛ばし、掃き掃除をするが、実際には丸	62	7	11101	50~



				ノコの回転が未だ停止しておらず、そのことに気付かないままエアガンを使用し、右手にエアガンを握ったまま丸ノコの刃に接触してしまった。				99
48	2017	7	17~18	工場内のミゾイレ加工機の製品を締めつける装置に人差し指を挟まれて骨折した。製品を持ったまま、締めつけのレバーを入れたため挟まれてしまった。	25	7	11301	1~9
49	2017	7	14~15	工場内で作業中、成型ローラー機で作業をしていて誤って作業用手袋ごと引っ張られ、両手の人差し指、中指、薬指の先5~10mm程度の皮膚裂傷。	61	7	11209	10~29
50	2017	7	8~9	工場朝に残材の片付け整理中に発生した。長さ約1m、太さ約2.5cmの鉄筋を、切断機で切断する際に誤って鉄筋先端部を持って押さえていたため、切断の反動で鉄筋と台の間に左小指をはさみ負傷した。	57	7	30209	10~29
51	2017	6	13~14	電気工事で、アイアンワーカーを使い銅バーを切断している時、カッターの上のシリンダー（ピストン）が下降して来て、指を挟まれ負傷した。	60	7	11401	30~49
52	2017	6	11~12	パイプに穴を空ける作業中、貫通直前にパイプがドリルと一緒に回って、右膝に当たり負傷した。	40	6	11209	1~9
53	2017	6	16~17	コイル枠を設定した形状に曲げ加工する装置にて、曲げ加工が完了したため、余剰コイルの切断を別の作業者に指示した。その作業者が別室を切断用バンドソーの刃を交換中、被災者がコイル切断後に実施すべきヘッド位置の初期化作業に着手したところ、コイルに張力が発生したため、コイルの拘束を解放しようと、コイルが載ったエアパレットを起動した。その際、拘束が外れたエアパレットが張力により動き出し、ストッパーを乗り越えて左足に当たり、受傷した。	32	6	11409	1000~9999
			9~	工場内において水道管の修理作業中、ネジ切り機でネジを切				

54	2017	6	10	断中に、誤って機械が停止する前に、右手人差し指が回転していたネジに触れて切創した。	22	7	30203	1～9
55	2017	6	18～ 19	製造現場内にて、ボディの下回りに入り両手でマーキング作業を行っていたの作業者と、同時に、上部から電動ドリルで穴あけをしていた作業者がいた。双方の状況確認不足により、上部作業者が電動ドリルで穴あけをした際に、下回りにいた被災者の左手があり、中指が電動ドリル先端に触れ、負傷した。	21	8	170101	100 ～ 299
56	2017	6	15～ 16	プレス機が連続自動運転中、油吸着マットを交換するために踏み台に上ろうとした時、アジャスターが外れて踏み台が傾き、体勢が崩れてしまい、可動ヒッチとエンドブロックの間に左手人差し指を挟んでしまった。（本来、油吸着マットは運転中に交換しない。）	49	7	11402	50～ 99
57	2017	6	8～9	社内、彫刻刀打込室にて、彫刻刀の板に刃を機械で打ち込む作業をしている時、打ち込みの専用機械で、機械全体が少し窓際にずれていたの元に戻そうとして、機械のスイッチを「切」にして機械全体を手前に移動させた。移動後、機械が動いてもどこかに当たったりしないかを確認するため、電源を「入」にしてフットスイッチを踏んで機械を動かしてみた。その際、まだ手が機械の右端にあったため右手親指を挟まれた。	52	7	11201	30～ 49
58	2017	6	9～ 10	当該建設工事作業所の1階地上にて、ステンレス管（20A）を切断して、内部・外部のバリ取り作業を電気ドリルを使用し、軍手を着用して行った。左手にステンレス管、右手に電気ドリルを持つての不安定な状態であったため、電気ドリル先端の研磨刃部分がステンレス管外部から滑り、左手親指に接触し、軍手を巻き込み、当該部を受傷した。	49	7	30203	30～ 49
				ウイング製造において、羽根のロアレールにセンターロック				

59	2017	6	19～ 20	プレートを取り付ける際、5ミリのドリルで下穴を3ヶ所あけ 終り、8.5ミリのドリルで真ん中の穴をあけ、2番目に左側の 穴をあけようとしたところ、ガスケットを押さえている左手 親指部分の手袋が回転部に触れ、巻き込んでしまい、左手親 指を捻った。	36	7	170101	100 ～ 299
60	2017	6	11～ 12	工場内のパイプベンダー左側面から、銅パイプをパイプベン ダーで曲げる作業をしている時に、パイプと機械（パイプを 押さえるガイド部分）との間に指を挟んでしまい、左手人差 し指を損傷した。当時、共同で作業をしていた同僚が、タッ チパネルの操作を行っていたところ、機械が作動してしま い、ガイド部に手を掛けていた被災者の指が挟まれた。タッ チパネルはデータ入力用で、パイプベンダーの操作は、押し ボタンで別に設けられている。	31	7	11209	1～9
61	2017	6	15～ 16	会社工場内において、アイアンワーカー（アングル加工機） で切断作業を終えて加工物のアングル（L50×50×6）を右 側に干渉しないところまで動かしたつもりでターンテーブル を回した時、次のアタッチ部にアングルがぶつかり、そこに 手を置いていた本人の右手親指が機械のガイドとターンテー ブルにぶつかったアングルに挟まれて親指を負傷した。	30	7	11209	10～ 29
62	2017	6	11～ 12	工場にて鉄筋曲げ加工機のメンテナンスを終え、正常に作動 するか試験中に発生した。長さ約1.0m、太さ直径約1.3cmの 鉄筋を手で押さえて先端から順に折り曲げ、2回目の折り曲げ 時に、折り曲がって来た先端部が押さえていた右手人差指に 接触し、負傷した。	62	7	30209	10～ 29
63	2017	5	16～ 17	廃棄品置場整理の為、テスト廃棄缶のプレス作業中に、プレ ス後の缶を型枠より取外す際に型枠がずれて左手人差指先端 を型枠に挟み、指尖断裂した。	28	7	10106	100 ～ 299
							100	

64	2017	5	12～ 13	キット袋詰室でシーラー気を操作中に、指を挟まれ、右手中指を切創した。	63	7	10109	～ 299
65	2017	5	8～9	工場内で鉄筋の棒をローラー部分に入れ曲げる作業中、工場内通路を車が走行した際、それに気を取られて鉄筋の棒から手を離すのが遅れ、そのまま両手をローラー部分で挟んでしまい、両手打撲・左手小指骨折をした。	60	7	170101	50～ 99
66	2017	5	13～ 14	被災者が左手で鋼管を持ち、右手でボタンを押してツバ出し加工中に、鋼管の根元を持ち過ぎていたため安全センサーがしばしば反応して機械が停止していたが、持ち手を変えたり起動ボタンを連打した際、親指がチャックの可動域に入ってしまった、挟まれて停止した。	53	7	170101	100 ～ 299
67	2017	5	10～ 11	工場内にて自動車部品加工中に、加工ラインの途中、部品を右手で外して左手で取付し、右手でスイッチを押したと同時に部品が正常な位置に取付されていない事に気付き、とっさに手を入れて部品の位置を直そうとしてしまい、左手小指を挟んだ。	48	7	11502	30～ 49
68	2017	5	11～ 12	派遣先会社内工場にて、加工機へ部品をセットしようとした際、加工機の定位置に部品材料を置きチャックで固定しようとレバーを移動させた時、誤って指を挟んでしまい左手親指を負傷した。	44	7	11502	50～ 99
69	2017	5	2～3	被災作業者は、熱処理職場にて油圧機による本締め作業を行っていた。食事休憩の為、作業を中断した際、インパクトレンチの回転方向を失念し、閉め方向とは反対の緩み方向にセットしてしまった。それによりセットした材料が崩れた為、材料の上部を左手で押さえ、右手にて油圧装置の方向制御弁レバーを持ったが、誤って下降側に入れてしまった為、降下した油圧装置のシリンダーと加工材料との間に左手人差	59	7	170101	50～ 99

				し指が挟まり負傷した。「経皮的鋼線固定術」処置を行うが患部が腫れ、感染症と分かった。				
70	2017	5	9～ 10	当社工場にて鉄筋の両端にネジを接合する作業を行っていた。片側の接合が終わった鉄筋束2つ（2.7t）をクレーンを用いて吊り上げ、180度転回し反対側の端面に接合を行うため、接合機の供給テーブルに鉄筋束を降ろそうとした時、供給テーブル端部にあるスタンションと鉄筋束（吊荷）の間に右示指を挟み負傷した。	19	7	11001	50～ 99
71	2017	5	14～ 15	会社工場内において、アルミ製品をメタルソー切断機で切断中、製品を手で押さえている時、手袋のほつれた部分がメタルソーに巻き込まれた。	61	7	11209	1～9
72	2017	5	13～ 14	当社工場内でフォーミング加工機の段取り中に、左右にスライドする保護カバー間（クリアランス20mm）に左手の第4指と第5指を挟んでしまい負傷した。	19	7	11203	50～ 99
73	2017	4	17～ 18	切断丸鋸3号機で通常作業の鋼材ノコ切断を行っていた際に、被災者は現場責任者でもある為生産に追われていた丸鋸作業に入った。現行の切断アイテムが終了したので、作業標準通りの処理を実施し次工程の段取りを行う為、左右の安全扉を開け、鋸刃のチェック・バイスストローク調整等一連の作業を終えた。次工程を開始する為に、メイン電源を入れ鋸刃をスタートしたが、作業標準書に基づく、主バイパス送り装置の切粉除去清掃を行う事にしたが、メイン電源は入ったままで鋸刃は回転した状態であった。また清掃は設備の左右の扉を開けて行う際に、鋸刃に巻き込まれ右手を負傷した。	44	8	11502	100 ～ 299
74	2017	4	9～ 10	鉄骨倉庫を解体中、鉄骨と鉄骨を継いでいるC型鋼（約6cm角）をハンドカッター使用して切断していたところ、ハンドカッターがはじかれて被災者の左顔面に当たった。	50	6	30209	10～ 29
				バックミラーステー（ミラー取付支柱パイプ）加工ラインに				

75	2017	4	13～ 14	て手動ベンダー機（1980年製）を使用してパイプの曲げ作業を行っていた。パイプをベンダー機にセットする際、金型内に右手を入れてセットを行っていた。その際に突然ベンダー機のパイプ固定部分が動き、金型にセットしたパイプとベンダー機のパイプ固定部分との間に右手を挟まれた。近隣の作業者が本人の知らせを受けベンダー機の解除を行った。（右手が挟まれていたのは30秒ほどである。）	29	7	10805	100 ～ 299
76	2017	4	11～ 12	当社5号工場にてロウ付した銅管の溶接具合を確認する為、銅管を切開しようとバンドソーを工場壁際の地面に置き、銅管をプライヤーで挟み体重を掛けながらバンドソーの刃に押し当てて切開していた時、切り終える直前に力加減を誤りプライヤーを支えていた左手が滑り、バンドソーの刃に接触し、左拇指と左示指の間を切創した。	46	8	11301	50～ 99
77	2017	4	14～ 15	会社工場内にて油圧パンチャーを使用して鋼材に穴を開ける作業を行っていた。左手で鋼材の穴を開ける位置を変え、右手でパンチャーを操作していたところ視線を外した際、誤ってパンチャーのスイッチを入れ、左手人差し指をパンチャーで挟んだ。	63	7	11209	1～9
78	2017	4	11～ 12	工場構内にて電動高速カッターにてPCW鋼線を切断中、右手親指の付け根がカッターの刃に触れて負傷した。	55	8	11001	10～ 29
79	2017	4	11～ 12	第3工場において、金型交換時ダイキャストマシンに同じ長さの棒を4本押入する作業中、1本だけ長さの違う棒を押入したため、長い方が押しつぶされその棒を外そうと右手を機械と棒の間に押し当てた所、マシンが移動して棒とマシンの間に挟まれ、右手を負傷してしまった。	23	7	11209	50～ 99
80	2017	4	14～	当事業所において、自動車部品のベアリング用保持器の加工作業中、手動式油圧単能盤に部品を右手で取り付け、部品取り付け後に右手でスイッチを押すところを左手で押ししま	53	7	11502	30～

			15	い、取り付け保持していた右手が挟まれ、作動を始めた加工部に当たり右手小指を負傷した。				49
81	2017	4	10~11	ラインでレール変形の修正後、動作確認のためライン内に留まり、ライン作業者に手動操作で動かすよう指示した。レールを動かした時、連結されている台車フレームのクランプシリンダーが後方より接近したのに気がつかず、フレームとシリンダーに挟まれた。	49	7	11502	500~999
82	2017	3	12~13	折れたミキサーの螺旋の修復作業にて、グラインダーを使用し螺旋を切断している際、螺旋の切れ目にグラインダーが引っ掛かり弾かれた。グラインダーが勢いよく左手に向かってきたため中指から小指のあたりを負傷した。	39	8	10109	100~299
83	2017	3	9~10	当工場内の再生資源物のプレス機の周りの掃除を終え、支柱と扉の間に手を掛けて、プレス機の台座に戻ろうとした時に、丁度、圧縮物によって使う攪拌機を出し入れする扉が開き扉はレールに沿って開閉されるが、開くと扉と支柱には隙間が殆どないため、扉と支柱に挟まれて、左手の親指を除く4指を複雑骨折した。	67	7	80109	10~29
84	2017	3	10~11	工場内で銅パイプ切断作業中、ポジショナーに銅パイプを回転させパイプカッターで切断中に、左手（手袋装着）が回転する銅パイプに巻き込まれ、左手第4指・第2関節挫滅及び開放骨折した。	33	7	11209	10~29
85	2017	3	13~14	本社北側の金属加工作業場において、自動太物曲げ機でD19Φの片アンカを曲げる作業中、鉄筋（長さ約3m、直径19mm）を機械に設置し、また自分の右手を鉄扉から離さないうちに左手で機械の鉄筋を曲げるスイッチを押してしまったため、右手環指先端部を挟み、右環指先端裂傷を負った。	22	8	11209	1~9
				高速カッター機で、薄く長尺物の材料の一部を切断加工する				

86	2017	3	19~20	為、前後2名で背中合わせになり、被災者は前方で作業していた。機械の横に材料を押さえる為の角材が置かれていたが、使用せず作業を開始した。材料の端面を押さえながら切断開始位置の確認をしようとしたところ、回転している刃に触れてしまい、すぐ手を離したが怪我となった。	48	8	11502	10~ 29
87	2017	3	13~14	本社工場で機械で鉄板の曲げ加工中、スイッチを足で踏んで起動させた際に、誤って左手を入れてしまい負傷した。	35	7	11502	10~ 29
88	2017	3	11~12	当社工場内にて、ベンダー（高さ140cm、幅65cm、奥行300cm）に上る曲げ加工の段取り中に、タッチパネルを押し間違え、左にあるベンダーが突然作動してしまい、ベンダーに置いていた左手の指3本を挟み、指先から4~5cmに重傷を負った。	68	7	11502	10~ 29
89	2017	3	17~18	派遣先事業所にて、機械加工するため製品FWPをセッティングする際、右手親指を間に挟み負傷した。	25	7	170101	10~ 29
90	2017	3	14~15	当社鉄筋加工場内で、鉄筋曲げ機を使用し鉄筋の曲げ作業（太さD19、曲げ角度180度）をしているときに、180度に曲がってきた鉄筋材と寸法出しの治具との間に右手中指を挟んだ。	38	7	11209	10~ 29
91	2017	2	9~10	ワーク（自動車部品名称：変速カム）の切削後に出るカエリを除去する専用機械において、そのワークを右手で専用機械に挿入し、右手でスイッチを押すと押し型が矢印の方向に出るが、何らかの状態ですべてワークを挿入した時にスイッチに当たり押し型の所で右手を挟まれ負傷した。	33	7	11509	10~ 29
92	2017	2	16~17	倉庫内出入口付近で果樹園雨除け資材のアーチパイプ曲げ加工を3名にて作業をしていた。原管（直管：19φ×2140mm）の汚れ拭き取りを被災者が行い、作業者がベンダー（曲げ機）による曲げ加工を担当し、加工後の製品結束を行う。得意先車両が倉庫出入り口に停車した時、担当	44	7	80109	—



				の被災者と作業者がリフトにて資材の積み込みに向かう。被災者は積み込み作業に注意を払いつつ作業を継続したが、原管に添えていた右手袋がベンダー回転部に巻き込まれ、中指切断と人差し指の先端を損傷する。				
93	2017	2	3~4	レバーサイクル歯切り盤の自動加工中に、切削油の治具への掛かりが悪いのに気付く、ワークヘッドが上昇する前にクーラントノズルの位置を調整しようとした。（設備を止めずに自動加工のまま調整した。）設備手前から右手を入れ、ノズル調整中にワークヘッドが上昇し、右手小指がワークヘッド可動部にあった為、ワークヘッドと前進端リミット部の間に右手小指を挟まれた。	34	7	11502	500 ~ 999
94	2017	2	15~16	柵の補修作業中、ボルト切断をしている時、サンダーが柵と跳ね返り刃が当たり左あごから首にかけて切傷を負ったものである。	41	8	120109	1~9
95	2017	2	13~14	派遣先にて、鋳物製品の切断作業に従事中、切断機に製品を固定しようとクランプの可動側口金を締めた時、製品が傾いた状態に気付かず締めたため、製品を持っていた右手が製品と固定側口金に挟まれ、右中指を圧挫創した。	64	7	170101	100 ~ 299
96	2017	2	14~15	当工場内において、マシニングセンターで金型の取付盤の加工作業をしていたところ、裏表の反転をさせる為にワイヤーで吊り上げたが、本来台の上でしなければならないワイヤーの掛け替えを吊り上げた状態で行ってしまい、ワイヤーが外れ作業中の取付盤とマシニングセンターの機械の間に左手中指が挟まれて負傷したものである。	53	7	11305	10~ 29
97	2017	2	8~9	鉄筋加工場において、機械を使用して鉄筋棒のU字曲げ加工の作業をしている時に、加工し終えた鉄筋を機械の近くに仮置きして次の鉄筋棒を加工したところ、アームが動き出した際に仮置きしてあった鉄筋を巻き込んでしまい、鉄筋を支え	44	7	170101	500 ~ 999

				ていた右手が挟まり負傷した。				
98	2017	2	20~21	派遣先工場内で鑄造作業中にコンタマシンにて製品押湯を切断する際に、誤って指が滑り左手親指がコンタマシンの刃に当たり負傷したものである。	31	8	170101	10~ 29
99	2017	2	16~17	鉄筋曲げ機を使って、鉄筋を曲げる際、垂直部分を握ったまま機械を稼働させたため、機械側面と鉄筋の間に右手薬指を挟んだ。	52	7	11209	—
100	2017	2	14~15	自社工場内に於いて、鉄筋自動曲装置で鉄筋（直径10mm、長さ300mm）の加工作業中、鉄筋を支えた手の位置が悪く、機械に近づけ過ぎていて、手はずすタイミングも遅かったため、親指が鉄筋と下から回転してきた機械のローラーに挟まり受傷したものである。	21	7	11209	1~9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。